

6. 霧島地域

6-1 地域の現況特性と主要課題

(1) 現況特性

- ① 霧島地域は、牧園地域とともに霧島観光の中核となる地域で、国道223号が東西に通り、JR日豊本線の霧島神宮駅を有しています。
- ② 人口は、平成27年国勢調査によると4,914人で近年減少を続け、高齢化率は42.2%となっています。
- ③ 韓国岳や新燃岳、高千穂峰が連なる雄大な霧島山と南麓の丘陵部からなる南北に細長い地域で、霧島川沿いや山裾などでは農地・集落等の土地利用がみられます。
- ④ 霧島錦江湾国立公園、霧島神宮、霧島神宮温泉郷などを有する観光地として知られるほか、茶や米作、畜産なども盛んな地域です。
- ⑤ 霧島総合支所周辺には、霧島神宮駅や主要な公共施設、商店街があります。
- ⑥ 全域が都市計画区域^{※1}外となっています。



(2) 主要課題

- ① 雄大な山岳や丘陵からなる美しい自然環境や霧島神宮をはじめとする観光レクリエーション資源を活用しながら、観光・交流機能を強化していく必要があります。
- ② 人口減少・高齢化が急速に進んでいることから、商業、医療・福祉サービスの機能を維持・充実し、高齢者の生活を支え、若者が定住可能な住環境の整備を図り、地域の活力を維持することが求められています。
- ③ 地域住民の利便性向上と観光交流の促進を図るため、地域内外と連携する道路網の整備や公共交通の再編・充実に努める必要があります。
- ④ 土砂災害のおそれのある箇所や浸水実績のある地区等における自然災害の防止、集落等における生活環境の向上に努め、快適で安心・安全な地域づくりを進める必要があります。
- ⑤ 霧島川沿いや南部の畑地などにおける農地の保全や農業生産環境の維持・向上を図るとともに、霧島錦江湾国立公園や東部の森林地帯において、自然環境の保全と適切な活用を図ることが求められます。



■ 天孫降臨神話のニギノミコを祀る霧島神宮

※1 都市計画区域 / 都市計画法やその他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要のある区域が指定される。

6-2 将来の整備目標

(1) 将来イメージ

霧島山の麓で自然と共生しながら暮らす
人にやさしい観光のまち

(2) 整備目標

- ① 霧島神宮や霧島神宮温泉郷、霧島緑の村等の周辺を「観光・レクリエーション拠点」とし、自然資源を保全・活用しながら、観光資源の充実・ネットワーク化を図り、広域的な観光交流の促進と活力ある地域づくりを進めます。
- ② 霧島総合支所周辺を地域の中心的な役割を担う「地域拠点」として、地域の生活を支えるための機能を集積し、拠点性の維持・向上を図ります。
- ③ 誰にとっても優しい、快適で安心・安全に暮らすことができる魅力的な定住環境づくりを進めます。

6-3 まちづくりの整備方針

(1) 土地利用

- ① 霧島神宮周辺については、荘厳な風格を持つ文化財と周辺の自然と調和した観光地としての土地利用を図ります。
- ② 地域拠点を除く台地・丘陵地域については、美しい自然と調和した地域環境の維持に努めます。
- ③ 農業施策との連携を図りながら、農業生産基盤の整った優良農地の保全と生産性の向上に努めるとともに、農業生産基盤未整備地区における整備の推進を図ります。
- ④ 山岳地域については、霧島錦江湾国立公園内の自然を保護するとともに、水源涵養^{※2}機能を担う保安林^{※3}等の適切な維持管理に努め、健全な森林としての保全を図ります。
- ⑤ 企業等が開発目的で所有する集団的な森林等については、景観、周辺環境、防災に配慮した利用を促進し、無秩序な開発の抑制を図ります。

(2) 市街地整備及び住環境整備

- ① 地域拠点である霧島総合支所周辺については、商店や医療、行政などのサービス機能の維持を図るとともに、空き家・空き地等を有効活用しながら、良好な住環境の形成を図ります。

※2 水源涵養 / 雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を調整する機能。

※3 保安林 / 災害の防止、他産業の保護その他公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。

- ② その他の集落地や別荘地については、周辺の森林や農地との調和を図り、住環境の維持・改善を図ります。

(3) 交通

- ① 市中心部や隣接地域へのアクセス性を確保し、地域住民及び観光客の利便性を高めるため、観光地にふさわしい自然や歴史・文化と調和した景観等に配慮しながら、周辺地域と結ぶ幹線道路網の充実を図り、幹線道路の整備を促進します。
- ② 地域拠点为重点として生活道路の改良整備を図り、バリアフリー^{※4} やユニバーサルデザイン^{※5}等に配慮した安心・安全で快適な道路空間づくりに努めます。
- ③ 横川地域から牧園地域、本地域を経て、福山地域の国道10号に至る環状路線の構想について検討します。
- ④ 鉄道、路線バス、ふれあいバス^{※6}等の連携を図るなど地域公共交通の見直しを行い、日常生活において公共交通を必要とする市民の移動環境の向上及び利用促進を図ります。
- ⑤ 霧島神宮駅周辺においては、地域公共交通に関する積極的な情報提供に努めるとともに、観光客への案内を充実させるなど利用環境の向上を図ります。

(4) 水とみどり

1) 河川

- ① 天降川水系の上流河川である霧島川、手籠川等の河川については、治水機能の維持・充実を図るとともに、豊かな水辺環境の保全を図ります。

2) 公園・緑地

- ① 既存の緑地については、環境の保全を図るとともに、地域拠点においては、多様な世代が集う憩いの場を創出します。また、これらの施設の維持管理については、地域住民との協働を検討します。

(5) 供給・処理施設

- ① 合併処理浄化槽への転換を促進し、生活環境の向上を図ります。
- ② (仮称)永池地区配水ポンプ場の整備を図るとともに、水道施設の適正な維持管理に努めます。

※4 バリアフリー / 障害のある方が社会生活をしていく上での障壁(バリア)を取り除くことをいう。もともと建築用語として使われており、段差の解消など、物理的な障壁のことを指していたが、社会的・心理的な障壁や、情報面、制度面などあらゆる障壁を除去するという意味にも使われるようになった。

※5 ユニバーサルデザイン / バリアフリーが障壁を取り除いていくという考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインは障害の有無、年齢、性別、人種等に関わらず全ての人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインするという積極的な考え方。

※6 ふれあいバス / 路線バスなどで対応できない地域の交通需要に応えるために、主に自治体が主体となり、比較的小型で小回りの利くバスを使って運行している「コミュニティバス」のこと。霧島市では、国分、溝辺、横川、牧園、霧島、福山の6地区で運行している。

※7 緑地保全地域 / 都市緑地法に規定する緑地保全地域制度により指定される地域で、里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地について、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全するもの。都市計画法上の地域地区として、都道府県、指定都市が計画決定を行う。

※8 キリシマミドリシジミ / シジミチョウ科の蝶で、はねの表面は雄では金緑色、雌では暗褐色で前ばねに紫色斑がある。裏面の色彩や斑紋は雌雄でまったく異なる。鹿児島県レッドデータブックでは準絶滅危惧種に指定されている。

(6) 都市環境

- ① 土地利用の適正な規制・誘導と市民・事業者・行政の協働により、国立公園内の森林や温泉郷周辺など、本地域の特色である優れた自然環境の維持・保全を図ります。また、観光施設等の開発により良好な環境の喪失が懸念される場合は、必要に応じて緑地保全地域^{※7}等の指定を検討します。
- ② 本地域で確認されているキリシマミドリシジミ^{※8} 鹿児島県及び霧島市の市花にも選定されているミヤマキリシマ^{※9}などの貴重な動植物の生息・生育環境を保全します。
- ③ 霧島緑の村や霧島神話の里公園など自然と親しめる拠点等を活用しながら、環境学習や自然とのふれあいを促進します。

(7) 都市景観

- ① J R日豊本線沿線から霧島神宮周辺を経て、大浪池に至る霧島川に沿った景観を、「水と緑の景観軸」と位置付け、重要な景観資源として保全・活用します。
- ② 紅葉や樹氷の美しい霧島山の雄大な山岳景観、国道 223 号沿いや霧島神宮周辺の風致景観、主要地方道国分霧島線やJ R日豊本線沿いの農地と集落が一体となった田園景観、狭名田の長田、永水の水田、豊後迫の菜の花など歴史に彩られた集落・田園景観、風情ある温泉地の景観など、本地域の特色ある景観を地域の誇りとし、市民・事業者・行政の協働により保全・形成を図ります。
- ③ 霧島総合支所周辺については、観光地への導入地区にふさわしい街なみの景観形成に努めます。
- ④ 国道 223 号沿いや霧島神宮周辺は、良好な自然環境及び荘厳な風格を持つ歴史的な観光地にふさわしい魅力ある景観の保全・形成に努めるとともに、霧島市景観計画^{※10}に基づく育成地区への位置付けを検討し、良好な景観の保全・形成を図ります。

(8) 都市防災

- ① 土砂災害のおそれのある箇所について、県や関係者と連携して、土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、ハザードマップ^{※11}による土砂災害警戒区域等の危険の周知、警戒避難体制の整備・充実、住宅等の新規立地抑制等のソフト対策を推進します。
- ② 国道 223 号や主要地方道都城隼人線等の緊急輸送道路^{※12}においては、防災機能の確保に努めます。また、住宅・建築物の耐震化・不燃化の促進を図ります。
- ③ 霧島山については、火山噴火時の被害の防止・軽減を図るため、県など関係機関と連携を図り、砂防施設、火山監視機器等の整備やソフト対策の充実を図ります。
- ④ 市民・事業者・行政の協働により、防災意識の向上及び地域防災力の強化を図り、災害時の被害軽減に努めます。

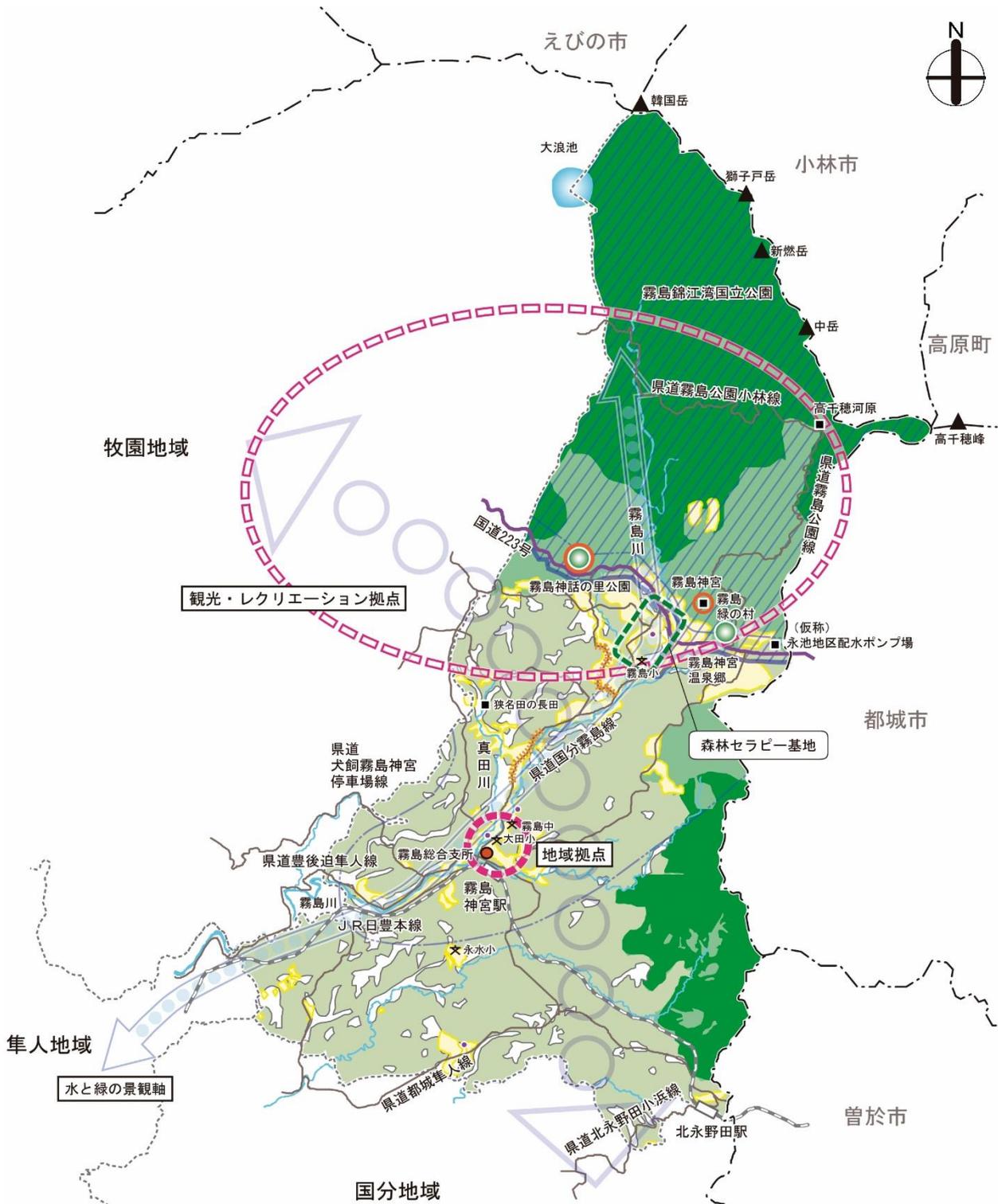
※9 ミヤマキリシマ / 高千穂河原など霧島山一帯に自生するツツジ科の低木。花の色はほとんどが桃色だが、株によっては赤、白、紫の花を咲かせる。県の指定する「分布特性上重要な種」になっている。

※10 霧島市景観計画 / 景観法に基づく景観行政団体として本計画を策定し、本市の特性を活かした良好な景観の保全や、新たな景観形成に向けた取組を推進することにより、より一層魅力的で活力のある「霧島市ならではの」まちづくりを目指すもの。平成 24 年（2012 年）9 月策定。

※11 ハザードマップ / 自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図。

※12 緊急輸送道路 / 災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路。

■ 霧島地域まちづくり方針図



凡例

土地 利 用		台地・丘陵地域
		山岳地域
		集落地
		農用地
		保安林
		自然公園
		都市計画区域(拡大案)

交 通		主要幹線道路
		幹線道路等
		整備予定路線
		構想路線
		鉄道・駅

そ の 他		ふれあい拠点
		拠点となる重要な緑地
		その他の公園
		河川
		地域界
	行政界	